

石川県公報

平成 23 年 7 月 22 日

第 1 2 4 0 9 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	5
白山市の区域内の町の名称の変更の届出 (地方課)	1	土地改良区の役員の住所変更公告 (経営対策課)	6
青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	土地改良区の清算人退任公告 (同)	7
青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課)	7
家畜伝染病の発生の届出 (農業安全課)	3	公安委員会	
県道の区域の変更 (道路整備課)	3	警備員検定の実施公告	7
県道の供用の開始 (同)	4		
公 告			
入札公告 (産業政策課)	4		

告 示

石川県告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、白山市長から次のとおり同市の区域内の町の名称を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後の町	左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域	
	町	地 番
北安田西一丁目	北 安 田 町	819の2、842の2、843の2、1444、1445の2、1446～1452の各一部 767の1、768～770、771の1、771の2、772の1、772の2、773の1、773の2、774～779、780の1、780の2、781の1、781の2、782～788、789の1～789の3、790の1～790の3、791、792の1、792の2、793の1、793の2、794の1～794の4、795の1～795の4、796～800、801の1、801の2、802の1～802の4、803の1、803の3、804、805の1、805の2、806の1、814の1、815の1、816の1、817の1、818の1、818の2、819の1、820の1～820の4、821～826、827の1、827の2、828の1、828の2、829～833、843の1、844の1、845の1、846の1、847の1、848の1、849の1、1413、1414、1415の1、1415の2、1416、1417、1418の1～1418の4、1419～1421、1445の1
	千代野東五丁目	36、37の各一部
北安田西二丁目	北 安 田 町	1396の1、1396の2、1397の1、1397の2、1398の1、1398の2、1399の1、1400の1、1444、1445の2、1446～1452、1453、1454、1458の1、1458の2、1517～1519、1558の2、1559～1561の各一部 1445の3～1445の5、1459の1～1459の4、1460の1、1460の2、1461の1、1461の2、1462の1、1462の2、1463の1、1463の2、1464の1、1464の2、

	1465の1～1465の3、1466の1～1466の3、1467の1、1467の2、1468の1、1468の2、1469の1、1469の2、1470の1、1470の2、1471の1、1471の2、1472の1、1472の2、1495の1、1495の2、1496の1～1496の3、1497の1～1497の3、1498の1、1498の2、1499の1、1499の2、1500の1、1500の2、1501の1、1501の2、1502の1～1502の4、1503の1～1503の5、1504の1、1504の2、1505の1、1505の2、1506の1、1506の2、1507の1、1507の2、1508の1、1508の2、1520～1524、1525の1～1525の3、1526、1527、1528の1、1528の2、1549の1、1549の2、1550の1、1550の2、1551の1～1551の3、1552～1555、1556の1、1556の2、1557、1558の1
千代野東一丁目	21の2の一部
千代野東五丁目	36の一部

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。

石川県告示第303号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	罰当たり親子 義父も娘も下品で結構	新 日 本 映 像
"	淫行病棟 乱れ泣く白衣	オ - ピ - 映 画
"	極楽銭湯 巨乳湯もみ	"
"	性犯罪操作 秘芯を漏らす牙	"
"	ノーパンの蕾 漏れたいの	"
"	安部定 ～最後の七日間～	新 東 宝 映 画
"	空に咲く愛の地図	オ - ピ - 映 画
"	美女妻クラブ 秘密の癒し	"
"	ハングオーバー!!史上最悪の二日酔い、国境を越える 【オトナ限定 R18+無修正バージョン】 (原題) THE HANGOVER PART	ワ - ナ -
"	いんらん千一夜 恍惚のよがり	オ - ピ - 映 画
"	艶剣客2 くノ一色洗脳	新 東 宝 映 画
"	多淫な人妻 ねっとり蜜月の夜	オ - ピ - 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成23年7月14日

石川県告示第304号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2011年6月号 (04333-06)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	シティヘブン北陸版 2011年7月号 (04333-07)	"
"	シティヘブン北陸版 2011年8月号 (04333-08)	"
"	NaiNaiプレス北陸 2011年6月号 (06805-06)	電 王 堂 出 版 (株)
"	NaiNaiプレス北陸 2011年7月号 (06805-07)	"
"	NaiNaiプレス北陸 2011年8月号 (06805-08)	"
隔 月 刊 誌	F u - D 2011年7月号 (86665-07)	(株)ザウスマガジン社
"	DOM 2011年6月号 (86663-06)	"

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成23年7月14日

石川県告示第305号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

病 名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発 生 年 月 日	発 生 地
ヨーネ病	牛	疑 似 患 畜	1頭	平成23年7月13日	能登町

石川県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年7月22日から同年8月5日まで縦覧に供する。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
末吉七尾線	七尾市吉田町五1番19地先から 七尾市吉田町五1番13地先まで	旧	8.05～16.14	73.8	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.05～48.65	73.8	

石川県告示第307号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成23年7月22日から同年8月5日まで縦覧に供する。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
末吉七尾線	七尾市吉田町五1番19地先から 七尾市吉田町五1番13地先まで	平成23年7月22日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

- ア ICP発光分光分析装置 一式
- イ 共焦点顕微鏡 一式
- ウ インピーダンス安定回路網 一式
- エ 電磁波シールド効果評価器 一式
- オ アノード分極測定装置 一式
- カ ポータブル膜厚計 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

- ア 平成23年12月28日
- イ 平成23年11月30日
- ウ 平成23年10月31日
- エ 平成23年10月31日
- オ 平成23年10月31日
- カ 平成23年10月31日

(4) 納入場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成23年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を平成23年7月29日(金)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札 平成23年8月11日(木) 午後1時30分

イ 開札 入札後、その場で直ちに行う。

ウ 場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルペン小松沖町店

小松市沖周辺土地区画整理地5街区

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目9番40号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目9番40号
ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年3月15日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,729平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
105台
 - (2) 駐輪場の収容台数
15台
 - (3) 荷さばき施設の面積
86平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
24立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
アルペン：午前9時から午後9時30分まで
ほか未定店舗：24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成23年7月14日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 9 届出等の縦覧期間
平成23年7月22日から同年11月22日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成23年11月22日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員の住所変更公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の住所に変更があった旨の届出があった。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

松任土地改良区

職名	氏名	住 所		変更年月日
理事	西 濱 昭 一	新	白山市八田町1160番地	平成23年2月24日
		旧	白山市新成三丁目61番地	

土地改良区の清算人退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があった。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

外浦国営農地開発土地改良区

氏名	住 所	退任年月日
萬 砂 貞 雄	輪島市滝又町ツの94番地	平成23年6月12日
宮 川 次 義	〃 滝又町二の91番地	〃
表 聰 子	〃 三井町内屋中島8番地	〃
堂 下 英 子	〃 三井町内屋三谷33番地	〃
田 福 浩 幸	〃 三井町市ノ坂ホノ24番地	〃
小 林 きよ子	〃 三井町市ノ坂クの78番地	〃
小 向 助 男	〃 三井町内屋中島6番地	〃
坂 下 照 彦	〃 三井町市ノ坂ケの82番地	〃
上 梶 秀 治	〃 里町18部9番地	〃

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成23年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
松任都市計画事業白山市松任北安田土地区画整理事業
- 施行者の名称
白山市松任北安田土地区画整理組合
- 換地処分の年月日
平成23年7月11日
- 換地処分の内容
平成23年5月17日石川県指令都第92号をもって認可した換地計画のとおり

公 安 委 員 会

警備員検定の実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成23年7月22日

石川 県 公 安 委 員 会

- 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに検定予定人員
施設警備業務 2級

- 2 検定実施日時
平成23年10月23日(日) 午前10時から午後5時まで
- 3 検定実施場所
石川県金沢市鞍月一丁目1番地
石川県警察本部
- 4 検定申請の手続
 - (1) 受付期間
平成23年10月3日(月) から10月7日(金) までの午前9時から午後5時まで
 - (2) 検定申請書の提出先
住所地を管轄する警察署又は検定申請者が警備員である場合にはその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉
 - ウ 住所地を管轄する警察署に提出する者にとっては、申請者の住所を疎明する書面
 - エ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者にとっては、申請者が当該営業所に属することを疎明する書面
- 5 検定手数料
検定手数料16,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の検定手数料は還付しない。
- 6 受検票の交付
検定申請書の提出者に対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。
- 7 成績証明書
検定終了後、検定合格者には成績証明書を交付する。
- 8 問い合わせ先
石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係
電話 (076) 225 - 0110 (内線 3023)